



「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年
ロゴマークガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、ユネスコ世界文化遺産「古都奈良の文化財」(Historic Monuments of Ancient Nara) 登録25周年事業を効果的に推進するために、記念ロゴマークを使用する際の使用方法をガイダンスと共に規定したものです。

2. 意義

「古都奈良の文化財」は平成10年(1998年)12月2日、京都市で開催されたユネスコ世界遺産委員会において、奈良市内にある8件の文化資産(社寺6、史跡・名勝1、天然記念物1)が一斉に登録されました。

東大寺・興福寺・春日大社・春日山原始林・
元興寺・薬師寺・唐招提寺・平城宮跡
(ユネスコ登録番号順)

「古都奈良の文化財」は、構成する8つの資産全体でひとつの価値を物語っています。いわば、奈良市はまち全体が世界遺産であるということです。また、奈良市では都市計画に一定のルールを定め、市民は自らの手で歴史遺産を守ってきました。登録以前からこのような自主的な取り組みがあったことは誇るべきことです。そして、奈良市はこの登録25周年を機に、先人たちの思いを受け継ぎ、その価値をより一層国内外にアピールしていくためのシンボルとして、世界遺産登録25周年記念ロゴマークを作成しました。

3. コンセプト

デザインは奈良を象徴する鹿と平城宮跡第一次大極殿のイメージから成り、メインカラーは「丹色(にいろ)」です。丹(に)とは赤い土や顔料の意味で、最古の赤色塗料の総称です。「古都奈良の文化財」の中心を成す社寺では、鳥居をはじめ朱塗りや丹塗りが多く使われてきました。

3. ロゴマークのレギュレーション

「古都奈良の文化財」世界遺産登録25周年のロゴマークは、以下の2タイプを基本形として使用することができます。

メインカラーは、丹色（CMYK C：0 M：70 Y：70 K：0）とします。

(1)カラー



(2)モノクロ (CMYK C:0 M:0 Y:0 K:100)



古都奈良の文化財
世界遺産登録



5. 使用についてのルール

以下のような使用を禁止します。

(1)指定色以外の色変更



(2)指定以外の配置替え



(3)その他のルール

- ・書体を変えて使用することはできません。
- ・変形や、回転して使用することはできません。
- ・ロゴ周辺に調和しない形状や色を配置することは避けてください。
- ・細部を部分的に加工して使用することはできません。
- ・パーツを単独使用することはできません。
- ・指定以外の色のふちどりや形の背景処理はできません。
- ・影や3D、グラデーションなどの効果をつけないでください。
- ・要素の一部が欠けた状態で表現しないでください。
- ・写真など、背景によりロゴマークの視認性が損なわれる場合は、周囲に白色のふちどりを配置してください。
- ・白抜きでの使用は可能とします。(CMYK C:0 M:0 Y:0.009 K:0)



ふちどり例

6. 使用についてのルール

小さいサイズで使用する場合は、指定のサイズ以下で使用しないでください。

(1)例／四角カラー



(2)例／横長カラー



ロゴ使用に関する お問い合わせ

奈良市観光戦略課

企画係

Tel: 0 7 4 2 - 3 4 - 4 7 3 9

Email: kankousenryaku@city.nara.lg.jp